

写

23消安第2459号

平成23年8月2日

一部改正  $\left( \begin{array}{l} 23消安第2556号 \\ 平成23年8月8日 \end{array} \right)$

飼料関係団体 殿

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課長

### 配合飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定及び確認について

貴会及び会員の皆様におかれましては、日頃から飼料安全行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

昨日、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け、農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）で、配合飼料や混合飼料（以下「配合飼料等」という。）中の放射性セシウムの暫定許容値（牛、馬、豚、家きん等用飼料にあつては、300ベクレル/kg。養殖魚用飼料にあつては、100ベクレル/kg）を設定し、お知らせしたところです。

配合飼料等は、輸入された原料やこれらの原料を加工したものを主体に製造されていることから、適切に管理されている限り、放射性物質に曝露されるリスクはほとんどないと考えています。

今般、配合飼料等の放射性セシウムの暫定許容値をお示しましたが、これは、今後23年産の米ぬか、ふすま等の飼料原料が、配合飼料等の原料として利用されることから、これらの配合飼料等のリスク管理としてあらかじめ設定したものです。

このようなことから、通知中の記の2の（5）及び（7）に記されている確認については、必ずしも分析を行うことを意味するものではなく、以下の通りとします。

- （1）今後、国産飼料原料（23年以降産）を使用する配合飼料等については、有害物質混入防止ガイドラインに則り、国、県等が行う国産飼料原料のモニタリングデータ等も活用し、当該国産飼料原料の放射性セシウムの含有状況を確認し、放射性セシウムの暫定許容値を下回るように管理されていること。
- （2）輸入された原料やこれらの原料を加工したのから製造された配合飼料等は、当該原料等が放射性物質に汚染されないように、引き続き適切に保管・管理が行われていること。